弘前市認知症高齢者等ただいまサポート事業実施要綱

（趣旨）

第１条　市は、認知症である高齢者及び認知症が疑われる者（以下「認知症高齢者等」という。）が行方不明となった場合に、弘前警察署及び協力機関の支援により認知症高齢者等を早期に発見し、その生命及び身体の保護を図る仕組みとして弘前市認知症高齢者等ただいまサポート事業（以下「ただいまサポート事業」という。）を実施するものとし、その実施については、この要綱に定めるところによる。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、市とする。

（事業の内容）

第３条　ただいまサポート事業とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 第５条に規定する登録の運用

(2) 行方不明となった認知症高齢者等の発見に協力する協力機関の登録

(3) 第１２条第１項及び第２項の規定による当該認知症高齢者等及びその家族への支援

（認知症高齢者等）

第４条　この事業の対象となる認知症高齢者等は、市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 満６５歳以上の認知症高齢者等で、行方不明になるおそれのある者。ただし、若年性認知症等により行方不明になるおそれのある者は、６５歳未満であっても対象とすることができるものとする。

(2) その他市長が必要と認めた者

（登録の申請等）

第５条　次に掲げる者が、当該認知症高齢者等に係る台帳（以下単に「台帳」という。）への登録（以下「登録」という。）の申請をしようとするときは、弘前市認知症高齢者等ただいまサポート事業登録（新規・変更・解除）申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）及び弘前市認知症高齢者等ただいまサポート事業登録者情報（新規・変更）届出書（様式第２号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 登録を受けようとする認知症高齢者等（以下「登録者」という。）

(2) 認知症高齢者等を台帳に登録しようとする当該認知症高齢者等の親族、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「登録者の親族等」という。）

２　前項の申請書は、市内に所在する地域包括支援センター（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターをいう。）及び指定居宅介護支援事業所を経由して市長に提出することができるものとする。

（登録等）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、台帳に登録するものとする。

２　前項の規定に基づき登録者となった者に対し、見守りキーホルダー及び反射シール等（以下「キーホルダー等」という。）を交付するものとする。

（登録情報の管理等）

第７条　市長は、前条第１項の規定により登録することを決定したときは、届出書の写しを弘前警察署長へ送付するものとする。

２　前項の規定により送付された届出書の写しに記載された情報は、弘前警察署長が届出書の写しに係る当該認知症高齢者等について行方不明者届（行方不明者発見活動に関する規則（平成２１年国家公安委員会規則第１３号）第６条第１項に規定する行方不明者届をいう。次項において同じ。）を受理されるにあたり、当該認知症高齢者等に係る行方不明者発見活動（同規則第１条に規定する行方不明者発見活動をいう。）の参考にするものとする。

３　弘前警察署長は、第１項の規定により送付を受けた届出書の写しに係る認知症高齢者等について行方不明である旨の通報を受理したときは、その旨を市長に報告するものとする。

４　市及び弘前警察署は、住民等から行方不明高齢者等の報告を受けた場合において、当該認知症高齢者等が登録されている者に該当すると認めるときは、届出書に記載されている連絡先に連絡する等の対応をするものとする。

（登録の変更等）

第８条　登録者又は登録者の親族等は、申請書又は届出書の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出の写しを弘前警察署長に送付するものとする。

（登録の解除等）

第９条　登録者又は登録者の親族等は、登録者が市外に転出するとき、登録を解除しようとするとき又は死亡したときは、申請書によりその旨を市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る登録を解除するものとする。

３　市長は、前項の規定にかかわらず、当該認知症高齢者等の転出、死亡により登録の必要がなくなったと認めるときは、当該認知症高齢者等に係る登録を解除することができる。

４　市長は、前２項の規定により登録を解除したときは、弘前警察署長に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（再交付）

第１０条　登録者又は登録者の親族等は、登録者が、キーホルダー等を紛失し、破損し、又は汚損したときは、弘前市認知症高齢者等ただいまサポート事業登録再交付届（様式第３号）により、再交付を市長に申請することができる。

（協力機関の登録等）

第１１条　この事業の趣旨に賛同し、協力を希望する事業者等（以下「協力機関」という。）は、弘前市認知症高齢者等ただいまサポート事業協力機関登録申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定により登録を受けた協力機関は、その内容に変更が生じたとき又はその登録を解除しようとするときは、速やかに弘前市認知症高齢者等ただいまサポート事業協力機関登録変更（解除）届（様式第５号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

３　市長は、第７条第３項の規定による報告を受けたときには、必要に応じて当該報告のあった認知症高齢者等に係る登録情報を、あらかじめ申請者より同意を得た協力機関に提供することができる。

（支援要請）

第１２条　市長は、当該認知症高齢者等の親族又は第７条第３項の規定により弘前警察署から、当該認知症高齢者等の行方不明に係る支援の要請があったときは、弘前市認知症高齢者等ただいまサポート事業発見協力依頼書（様式第６号）をもって協力機関に通知し、併せて必要な情報を提供し、連携を図るものとする。

２　第５条に規定する登録を受けていない認知症高齢者等についても、当該認知症高齢者等の親族や弘前警察署から支援の要請があった場合は、前項と同様に対応するものとする。

３　行方不明となった登録者が発見されたときは、弘前市認知症高齢者等ただいまサポート事業発見協力依頼解除連絡票（様式第７号）をもって、第１項の規定により情報提供を行った協力機関へ協力解除の連絡を行うものとする。

（登録情報に関する取り扱い）

第１３条　市長は、弘前市個人情報保護条例（平成１８年弘前市条例第２０号）に定めるところにより、登録情報を適正に取り扱うものとし、弘前警察署長は、この要綱の規定により取得した情報の取扱いに万全を期するものとし、当該認知症高齢者等の個人情報をこの要綱に規定する業務以外に用いてはならない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年５月１日から施行する。